

評価項目	評価結果	備考(実績等)
I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1	契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	(項目別評価p47 評価委員会による評価欄) (略)一般競争入札の推進については、随意契約の件数及び金額が70%超と高い。しかし、一般競争入札ができない収蔵品購入を考慮すると一定の成果は上がっていると考えられるが、一般競争入札の促進が数値として判明するような統計処置が必要だと考える。 (項目別評価p48 主な実績及び自己評価欄) ・一般競争入札の推進 18年度に法人規程の予定価格の基準の見直しにより、19年度から国の基準額と同一とした。 (略)「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に従い、平成20年1月1日以降の契約に関する情報を当機構WEBサイトにて公開している。 (項目別評価p50 主な実績及び自己評価欄) (略)包括契約、共同購入、複数年契約なども併せて実施し、効率化に努めている。
2	契約の適正実施確保のための取組(※1)についての評価	(項目別評価p50 評価委員会による評価欄) (略)コンプライアンス体制及び内部統制については、従来から整備に努めていたと考えられる。 (項目別評価p50 主な実績及び自己評価欄) ・収蔵品購入については外部委員による委員会の意見を聞いて、購入の是非、価格を決定するなど、体制を整備し、適正な執行を努めているところである。 ・競争的資金による公的研究費の管理体制(不正防止計画管理部署の設置、監査体制の整備、検収窓口の設置等)について規則を整備
3	「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	(項目別評価p47 評価委員会による評価欄) 「随意契約の見直し計画」により随意契約から一般競争入札という流れがある。文化財を扱うだけに一般的な物品の購入や業務委託とは確かに異なるものであるが、地方においても一般競争入札の徹底が叫ばれ、文化財の修理などで実施されている例が増加している。保存修復の世界では、必ずしもそのための設計書や基準、仕様が十分な状況ではないところで、一般競争入札がなされている例が見受けられる。このような中において、文化財機構もその検討時期であるが、研究部門、保存修復部門のみならず、事務部門においても、ナショナルセンターの役割として、契約の在り方を地方に指し示し、指導する立場を取っていただきたいと考える。 (項目別評価p48 主な実績及び自己評価欄) ・一般競争入札の推進 競争性のある契約方式導入に向けて随意契約の見直し計画を作成し、検討を進めてきている。その結果、18年度の競争契約件数73件に対して平成19年度競争契約件数は113件と18年度に比べ約55%の増加となっている。なお、金額ベースでは随意契約の割合が増加しているが、収蔵品の購入費を除くと18年度の2,004,568千円に対して19年度1,559,878千円と減少している。 (項目別評価p50 主な実績及び自己評価欄) 一般競争入札に関しては、随意契約を見直した結果、18年度の73件から19年度は113件へと件数を増加させることができた。また、包括契約、共同購入、複数年度契約なども併せて実施し、効率化に努めている。
II 個々の契約に係る評価		
	監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約(※2)に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	監査実施の基準を書面化し、監査手順を明確にしたうえで監査を実施するとともに、監査事項としては法人特有の業務の契約を抽出している。 また、19年度については500万円未満ではあるが、監事監査及び監査法人の監査で一部実績があるとの報告を受けたが、今後は前述の監査方針策定の中に盛り込むなど特定の契約について対応していくことが望まれる。 (確認した主な資料) 資料配付 ・独立行政法人国立文化財機構におけるコンプライアンス体制の整備状況 ・平成19事業年度の業務に係る監事監査の実施について 特定の契約の監査状況 ○ 監事監査 予定価格500万円以上の契約については監査実績はないが、500万円未満の契約で高落札率、若しくは応札者数1の契約(3件、6,984千円)について監査を実施した。 ○ 監査法人の監査 財務諸表監査の中で実施している。

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※ 1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制(内部審査体制、外部審査体制、監事監査等)についての評価を記載(措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価)

※ 2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。